

## 社会福祉法人ゆたか福祉会 役員及び評議員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人ゆたか福祉会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員等の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規定において、役員とは理事及び監事をいい、評議員等とは評議員及び評議員選任解任委員をいい、併せて役員等という。

2 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 常勤の役員等に対しては、職務執行の対価として、理事報酬を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

2 非常勤の役員等は無報酬とする。

### (報酬等の算定方法)

第4条 常勤の役員等に対する報酬等の額は、別表第1に定める範囲内で、理事会において決定する。

### (報酬等の支給方法)

第5条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、毎月21日（ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、前日）に支給する。

### (費用)

第6条 役員等が出張する場合は、職員旅費規定に基づいて、旅費を支給する。ただし、非常勤役員等の費用は、別表第2に定めるとおりとする。

### (補足)

第7条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

### (改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成29年6月17日より施行する。

この規程は、平成30年6月16日より施行する。

別表第1 (常勤理事の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	月額 300,000円
理事	月額 200,000円

別表第2 (非常勤役員費用弁償)

理事会・評議員会への出席	1回	5,000円
上記のほか、法人・施設業務の為の出勤		5,000円